

民間ロケット打上げ事業の円滑な実施に向けた環境整備を求める
意見書（案）

国主導だった宇宙開発に民間の参入が進む中、人工衛星の打上げ及び管理に関する国の許可制度等を規定した「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」（通称：宇宙活動法）は、事業者が人工衛星等の打上げを行う場合、第 4 条において、その都度内閣総理大臣の許可を受けなければならないが、許可の要件の一つとして、第 6 条及び同法施行規則第 8 条に基づき、打上げ施設周辺の安全確保の措置が求められている。

また、内閣府が策定した「人工衛星等の打上げに係る許可に関するガイドライン」において、宇宙活動法に基づく審査基準の一つとして、事業者は、警戒区域を設定し、第三者が進入している場合や進入しそうな場合は打上げを中断することが求められている。

しかし、現行制度では、警戒区域内に残留、進入しているものに対し、退去を命じたり、進入を制限する法的根拠がなく、打上げ事業者は、今後も事業者の準備や天候等の条件が整ったとしても、第三者が要因で打上げを延期せざるを得ない状況となっている。

この状態を放置すれば、打上げ事業の円滑な実施に支障を来し、民間事業の予見可能性が大きく阻害され、延いては日本の宇宙産業の発展にとって障害となることは相違ない。

については、国に対して、以下の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 日本の宇宙産業の発展及び公共の安全の確保のため、打上げ事業の実施主体である民間事業者が、国の許可を得て、警戒区域を設定し、正当に安全確保措置をとる際に、第三者の進入を抑止するための法制度を構築すること。
- 2 安全確保措置に関して、国は、必要な環境整備に協力すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 2 8 日

様

和歌山県議会議長 鈴木 太雄

（提出者）

経済警察委員会委員長 玄素 彰人

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣 (科学技術政策、宇宙政策)